

鯖江市地域公共交通活性化協議会 説明資料

一般社団法人 地域公共交通鯖江
2020年9月10日

初めに

当法人は、地方都市におけるモビリティ(移動容易性)を軸に、地域のコミュニティによる強固な絆をかたちにするボランティア活動の支援・推進を促すことにより、すべての人々が豊かな人生を送ることを可能にする、次世代に向けた「全てのライフステージで、安心して住みやすい地方都市づくり」を目指すことを目的としております。

1. 「ちょいボラ交通」概要説明

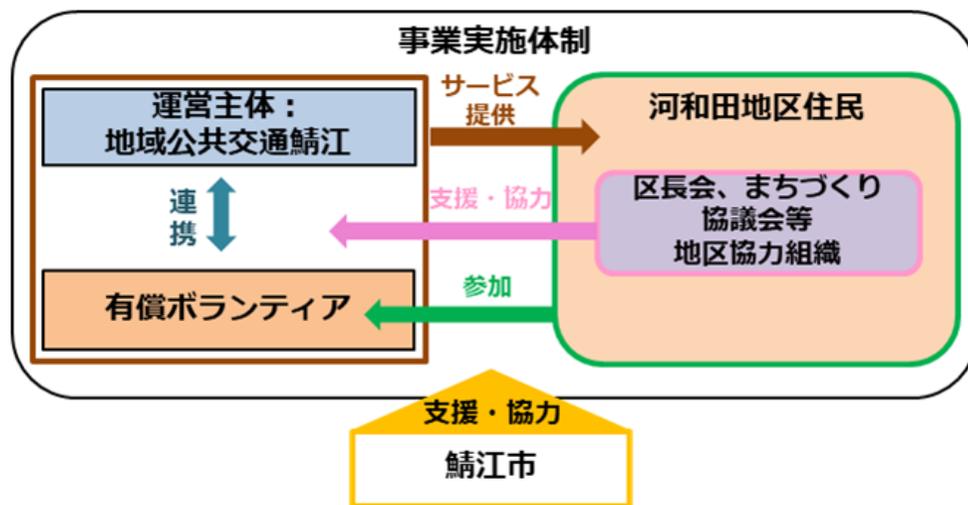
ちょいボラ交通リーフレットを使って説明

※別表参照（みんなのちょいボラ交通）・・・資料2

2.地域公共交通鯖江について

- ・ 事務所：福井県鯖江市桜町3丁目1番1号
- ・ 連絡先：代表理事 中田携帯電話 070-3966-4433

・ 体制：



- ・ 運行管理マニュアル：※別表参照（ドライバーズガイドライン）…資料3

3. 「ちょいボラ交通」が地域で必要とされていることの説明

- ・ アンケートの集計結果

→

- ・ 運行エリア

→運行区域は河和田発着とします。（申請予定エリアは鯖江市内）

- ・ 運行時間帯

→9：00～17:00（但し受付時間は8:30～16:30）

- ・ 料金・支払い方法

→料金は、実費の範囲内とします（※）

（※）ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

→支払い方法は、原則キャッシュレス決済（チャージ方式）だが現金支払いも対応予定

※別表参照（お金の流れイメージ図）…資料4

4. 「ちょいボラ交通」を利用するには

・ゆるり倶楽部への加入要件

→エリアや年齢等での制限は設けておらず、互助コミュニティ精神を持ちゆるり倶楽部の会員規約に同意して頂いた方

※別表参照（ゆるり倶楽部会員規約（案））…資料5-1

※別表参照（ゆるり倶楽部(利用会員)入会申込書）…資料5-2

・アプリ（タブレット端末）利用（電話も可）

→アプリは実証実験レベルには完成済み

タブレット端末をドライバーに貸与

・オペレーター

ちょいボラ交通を利用するにあたり、アプリが使えない方に対して電話でも予約をすることができる仕組みとしてオペレーターの設置を予定しています

オペレーターの役割は電話で受付けた内容をアプリを利用して代理予約をする役割

→地元有志数名にオペレーター業務を依頼中

5. ドライバーについて

- ・登録ドライバー

→登録ドライバーは、ゆるり倶楽部の理念に賛同頂いた方でドライバー講習を受講済の方（第二種免許保持者は免除）

※別表参照（ゆるり倶楽部(貢献会員)入会申込書）・・・資料5-3

- ・ドライバー報酬

→報酬はちよいボラ交通利用料金の5割

- ・使用車両について

→自家用車（社用車・緑ナンバー・貨物車は不可）

- ・マグネット掲示

→両サイドに規定のマグネット板を貼る

※別表参照（マグネットイメージサンプル...サイズは違います）・・・資料6

6.安全管理

- ・ **ドライバー保険**

- 現行はドライバー個人の保険加入で対応してもらいます
(対人8千万、対物2百万、搭乗者もカバー)

- ・ **ドライバー講習**

- 第二種免許ドライバーは不要だが、一般ドライバーについて必要とされるドライバー講習については、現在、つつじ株式会社が国土交通省に申請に向けて準備中で、そこに委託予定

- ・ **アルコールチェッカー**

- アルコールチェッカーを貸与し、それを用いて運転前点呼を行う

- ・ **新型コロナ対策**

- 状況に応じての対応になるが、ハード面対策としてドライバーのマスク着用、乗車前後のアルコール消毒、検温、利用者に対してもマスク着用を促す(持参がない方には渡す)